

## 独立行政法人国際交流基金の平成24年度の業務実績に関する項目別評定表

※ 評定が同一でない複数の小項目で構成される中項目の評定については、各小項目の難易度、達成度などを総合的に勘案して決定した。具体的な決定理由は下欄のとおり。

### 大項目1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目評定	中項目評定	中項目の評定決定理由
<b>1 地域・国別事業方針による事業の実施</b>							
	No.1: 地域・国別事業方針の策定と方針に基づく事業の実施	当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が別途各年度で定める地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じる等により情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応するとともに、やむを得ない事情により事業の実施・中止等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。	当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が定める平成24年度地域・国別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じる等により情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応するとともに、やむを得ない事情により事業の実施・中止等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。	①当該国の国内事情及び国際情勢、政府の外交政策等を踏まえた地域・国別事業方針の策定  ②方針に基づく事業の立案・計画的実施、および情勢の変化への適切な対応	□	□	中項目を構成する小項目が「□」であるため。

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>2 分野別事業方針等による事業の実施 (1) 文化芸術交流事業の推進及び支援</b>							
No.2: 多様な日 本の文化 及び芸術 の海外へ の紹介	諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する 関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸 術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、 ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ 番組の上映・放映・制作、書籍の出版・翻訳 等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブ サイト等を通じた関連する情報の発信等を通 じ、多種多様な日本文化の諸相を海外に伝え る。	諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化 人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映 画・テレビ番組の上映・放映・制作、書籍の出版・翻訳等の事業の実施・支援や青 少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本 文化の諸相を海外に伝える。 事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に 立って行う。すなわち、以下の地域・国においては重点的に、様々な事業手法の組 み合わせや他の事業分野との連携による複合的・総合的な事業実施を通じて、特 により深い日本理解につなげる。その他の地域・国については、外部リソースの活 用、フィルムライブラリーの有効活用のための工夫等も含め、より効率的に効果の あがる事業形態・方法を検討する。  ・米国：日米同盟深化のための日米交流強化、日米桜寄贈100周年（2012年） ・中国：日中交流の深化、日中国交正常化40周年（2012年） ・ミャンマー：ミャンマー文化交流ミッションのフォローアップ、新たな国づくり における支援 ・ASEAN諸国：21世紀東アジア青少年大交流計画プログラムのフォローアップ、日・ ASEAN交流40周年（2013年） ・南アジア：日印国交樹立60周年、他の南西アジア国交樹立周年（2012年） ・中東・北アフリカ：日本イスラエル外交関係樹立60周年（2012年） ・ロシア：主要都市向け戦略的集中文化発信プロジェクト ・英国：ロンドン五輪  なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70%以 上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。 また、ウェブや出版物による情報発信や学芸員等専門家の交流を推進し、公演、 展示、映像・出版等の事業企画につなげる。	①諸外国の国民 の日本の文化・ 芸術に対する関 心を促進し理解 を深める事業の 実施  ②相手国の文化 交流基盤の的確 な把握と地域・ 国別事業方針に 基づく効果的な 事業の実施	□	□	中項目を構成 する小項目が 全て「□」で あるため。	

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
	No.3: 文化芸術 分野にお ける国際 貢献	<p>国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。</p> <p>また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。</p> <p>なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成十八年法律第九十七号）の着実な施行に配慮する。</p> <p>日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。</p>	<p>国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。</p> <p>また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。</p> <p>なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成十八年法律第九十七号）の着実な施行に配慮する。</p> <p>事業の実施は、外交上の重要性及び地域・国別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。</p> <p>特にアジア・大洋州地域、中でも日中韓においては、共同事業等を通じた交流と文化を通じた共通課題への取組みを積極的に推進する。</p> <p>主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。</p> <p>日中交流センターでは、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）によって、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする中国高校生長期招へい事業、中国各地に設置された「日中ふれあいの場」の運営等について、継続的かつ安定的な実施を図る。</p>	国際共同制作や人物交流等を含む、双方向性、共同作業型の事業の実施	□		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決定理由
<b>2 分野別事業方針等による事業の実施 (2) 海外日本語教育、学習の推進及び支援</b>							
	No.4: 日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備	<p>日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下のa～eを実施する。</p> <p>a 「JF日本語教育スタンダード」の活用推進、定着 世界の様々な場所で、多様な目的によって行われている日本語学習、日本語教育の現場において、日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の方法を考えるためのツール（手立て）である「JF日本語教育スタンダード」（JFスタンダード）の活用が推進され、また、これが定着するための諸活動に取り組む。また、JFスタンダード自体がより活用しやすいものになるよう改良を進める。</p> <p>b 「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開 基金の海外拠点等において、JFスタンダード準拠の日本語モデル講座（日本語・日本文化理解講座を含む。）の運営を拡大する。また、JFスタンダード準拠の教師研修、教育ツール（教材・学習サイト等）の開発・整備、日本語学習者研修を実施するとともに、他の日本語教育機関がJFスタンダードに準拠して実施する活動を支援する。</p> <p>c 日本語能力試験の安定的拡大 日本語能力試験について、「JF日本語教育スタンダード」との関連を整理するとともに、日本語能力を測定する唯一の大規模試験としての信頼性を維持しつつ、近年の世界的な日本語学習者の増加に対応した実施地の拡大、受験者の増加を図る。これにより、自己収入の拡大と収支の安定に努める。</p> <p>d eラーニング事業の整備、推進 日本語の学習・教授方法が、世界的なIT技術の急速な発展・普及により大きく変わりつつある状況に対応し、新しいeラーニング教材、ウェブコンテンツを開発することでJFスタンダードの活用推進、JFスタンダード準拠日本語講座の拡大を効率的に促進する。また、既存のウェブサイトの多言語化、利用端末機器の変化等への対応を行う。</p> <p>e 日本語事業に関する調査、情報提供 海外の日本語教育の状況について調査等を行い、国内外に情報提供を行うとともに、海外における日本語教育振興の方向性、事業の立案、成果の確認等に活用する。</p>	<p>日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下のa～fを実施する。</p> <p>a 「JF日本語教育スタンダード」の活用推進、定着 「JF日本語教育スタンダード」に関する教師研修会、セミナー、学会発表を各国・地域、国内において行うとともに、「JF日本語教育スタンダード2010」の他国語への翻訳、公開を行い、各地における理解を高める。 また、同スタンダードのウェブサイトにおいて公開されている「Can-doサイト」を利用促進のため平成23年度末に機能を改修しており、改修後の新「Can-doサイト」を用いてのセミナー開催を行う。 また、「JF日本語教育スタンダード」に準拠した教材「まるごと 日本のことばと文化」の制作、利用促進をとおして、同スタンダードの理念の普及及び利用を促進する。</p> <p>b 「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開 中期計画を踏まえ、平成24年度においては、国際交流基金の海外拠点における直営講座（ベトナム・ホーチミン及び米国・ロサンゼルス等）を拡充するとともに、国際協力機構（JICA）が展開、協力している日本人材開発センターのうち、モンゴル、ウズベキスタン、ラオスの各センターにおける日本語講座を国際交流基金の連携講座として、その活動を拡充する。 国際交流基金日本語講座において、「JF日本語教育スタンダード」準拠教材「まるごと 日本のことばと文化」を利用する他、同スタンダードの理念に沿った運営を行う。 また、「まるごと 日本のことばと文化」を各国・地域の日本語教師会等で紹介することにより、「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づいた日本語教育の促進を図る。 更に、附属機関において「JF日本語教育スタンダード」を取り入れた研修を行うとともに、北米、欧州、中国、韓国、豪州等の日本語教育学会、教師会が実施する中等教育・高等教育間の日本語教育のアーティキュレーション（接続性、統一性）改善等のプロジェクトを通して、同スタンダードの利用促進を図る。</p> <p>c 日本語能力試験の安定的拡大 日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。 平成24年度は、7月の第1回試験を22か国・地域、103都市、12月の第2回試験を61か国・地域、202都市で実施する。なお、平成23年3月の東日本大震災発生以降、平成23年12月試験において対前年同月試験比で海外受験者数が10%程度落ち込むなど受験者の大幅な減少傾向が見られることを踏まえ、平成24年度は、受験者の減少を通年で前年比5%以内に抑え、受験者数を年間46万人程度以上とすることを目標とする。 また、JF日本語教育スタンダードとの関連を整理するとともに、実施地の増加や広報の充実を行い、応募者の安定的な確保に努める。あわせて、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、自己収入の拡大と収支の安定に努める。</p> <p>d eラーニング事業の整備、推進 ウェブ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」の提供言語としてフランス語、インドネシア語を追加し、さらなる利用促進を図る。また「JF日本語教育スタンダード」準拠教材「まるごと 日本のことばと文化」の自習用ウェブサイトを開発する。 これにより、対日理解拡大の効果が大きい若年層、初学者に対する日本語学習促進・支援を進め、対日理解のすそ野の拡大に努める。</p> <p>e 日本語事業に関する調査、情報提供 平成24年度に全世界一斉の日本語教育機関調査を実施する。また、日本語教育に関する個別情報を本年度も見直し、基金の海外拠点、派遣専門家のネットワーク等の活用や在外公館の協力に基づき、海外の日本語教育についての最新の情報提供に努める。</p> <p>f 経済連携協定（EPA）関連日本語教育の着実な実施・拡充 経済連携協定（EPA）にもとづく看護師・介護福祉士候補者への日本語教育をインドネシア、フィリピンにおいて継続実施する。新たに事業開始予定のベトナムにおいても関与を図る。</p>	<p>①「JF日本語教育スタンダード」の活用推進のための事業の実施</p> <p>②「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業（海外日本語講座運営、招へい研修事業等）の実施</p> <p>③日本語の学習・教授方法のIT化に即したeラーニング事業の整備・推進</p> <p>④日本語能力試験の安定的拡大</p> <p>⑤海外の日本語教育の状況についての調査等の実施と国内外への情報提供</p>	□	□	中項目を構成する小項目が全て「口」であるため。

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
	No.5: 各国・地域の状況に応じた事業の実施	<p>各国・地域の状況に応じ、以下のf~iを、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。</p> <p>f 各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用 各国・地域の現状に応じて、日本語教育の拠点機関の活動強化に向けた支援を行うとともに、拠点間のネットワークを整備・活用し、効果的な日本語普及事業を実施する。</p> <p>g 各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援 各国・地域の日本語教育の基盤を強化、充実させるため、現地日本語教師が必要な知識、技能を習得することを目的とする訪日研修を効率的に実施する。また、各国・地域に日本語専門家等を派遣し、派遣先機関並びに派遣国・地域全体における日本語教授、現地教員育成、カリキュラム作成、教師会等のネットワーク強化等についての支援、協力をを行う。</p> <p>h 各国・地域の日本語学習者に対する支援 海外の外交官、公務員、研究者等の専門家が職業上あるいは専門分野の研究活動上必要となる日本語能力を習得するための研修を実施し、各職業や研究活動を円滑に遂行することを支援する。また、海外の日本語学習者、特に、次世代を担う若者層が日本語及び日本文化・社会に対する知識や理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>i 日本語教材・教授法等の開発・普及等 多様化する日本語学習者のニーズに対応し、また、各国・地域の教育政策や学習環境を考慮し、日本語学習を効果的に行うための教材、教授法等を開発、普及する。また、他の機関の教材、教授法等を開発、普及支援する。</p>	<p>各国・地域の状況に応じ、以下のg~jを、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。</p> <p>g 各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用 平成24年度においては、JFにほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）の中核メンバーの活動を支援し、同メンバーを中心とする海外日本語教育の総合的ネットワークを構築・活性化することにより、効果的な日本語普及事業を実施する。</p> <p>h 各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援 現地日本語教師を招へいし、「日本語」「日本語教授法」「日本事情」を中心とした短期・長期研修、また各国・各地域のニーズに合わせた国別研修を実施する。また日本語教育の指導者となるべき人材の育成を目的とした日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）、上級研修を実施する。 他方において、海外各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外拠点等に日本語専門家等を派遣し、当該国・地域の状況に応じた日本語普及を支援する「アドバイザー型派遣」を引き続き実施するとともに、必要に応じ日本語の指導にあたる。</p> <p>i 各国・地域の日本語学習者に対する支援 外交官公務員日本語研修、文化学術専門家研修、各種日本語学習者奨励研修を継続実施するほか、外交上の必要性の高い国への日本語学習者には特に配慮し、平成23年度に東日本大震災を契機として開始した「米国J E T記念高校生招へい」事業を継続実施する。</p> <p>j 日本語教材・教授法等の開発・普及等 各国・地域で行われる教材の開発を支援することにより、各国・地域の事情に応じた多様な学習者のニーズに応える。</p>	<p>①各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用を通じた効果的な日本語普及</p> <p>②現地日本語教師に対する訪日研修、各国・地域への日本語専門家等の派遣による各国・地域の日本語教育基盤強化</p> <p>③各国・地域の日本語学習者に対する研修事業の実施</p> <p>④多様化する日本語学習者のニーズへの対応や、各国・地域の教育政策や学習環境を考慮した日本語教材・教授法等の開発・普及</p>	□		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決定理由
2 分野別事業方針等による事業の実施 (3) 海外日本研究・知的交流の促進							
	No.6: 海外の日本研究の促進	<p>海外の日本研究支援事業については、外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、適切に実施する。</p> <p>ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。</p> <p>(ア) 諸施策</p> <p>a 機関支援 海外の日本研究拠点機関等に対し、中長期的支援の観点に基づき、教師派遣や、研究・会議への助成等複数の手段を組合せ、包括的な助成方式の支援を実施する。</p> <p>b 研究者支援 日本研究振興のための有識者等の人物交流事業を行い、将来有益な人材育成を図る観点からの人選に基づいてフェローシップを供与する。</p> <p>c ネットワーク支援 海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、日本研究者の学会等の活動を支援する。</p>	<p>海外の日本研究支援事業については、外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、適切に実施する。</p> <p>ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。平成24年度においては、各施策について以下のように事業を行う。</p> <p>[諸施策]</p> <p>a 機関支援 海外各地の日本研究の拠点機関等に対して、中長期的支援の観点から、教師派遣や研究・会議への助成等複数の手段を組み合わせた包括的な助成方式の支援を実施する。機関支援は、各国・地域における日本研究・対日理解の中核となる機関や将来そのような役割が期待される機関を対象とする。また、国・地域によって日本語専攻課程を有する大学等が日本研究の拠点となる場合も、支援対象とする。</p> <p>なお、米国においては、機関支援や学生訪日研修への助成を通じ、米国各地の大学での日本研究コースの維持・発展のため支援を強化拡充する。</p> <p>中国においては北京日本学研究中心の第7次3か年計画を開始する。</p> <p>日本研究機関支援対象の機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。</p> <p>b 研究者支援 海外の日本研究者の人材育成のため、各国の研究者に長期及び短期の日本研究フェローシップの供与を行う。フェローシップ対象者人選においては、各国ごと事情を踏まえつつ、博士論文執筆予定者等を含めて、若い研究者人材の採用に配慮する。</p> <p>フェローシップ受給者の70%以上から有意義であったとの評価を得る。</p> <p>また、日本研究者や他の有識者の参加する会議や交流を実施または支援し、日本研究振興を図る。</p> <p>c ネットワーク支援 海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、平成24年度中のイスラエルの日本研究協会設立の支援を含め、日本研究者の学会や元日本留学生組織の活動を支援する。また、東アジア（日中韓）の日本研究者のネットワーク構築のための会合等を開催する。</p>	<p>①海外の日本研究拠点機関等に対する中長期の視点からの包括的な助成</p> <p>②日本研究振興および将来有益な人材を得るための育成を目的とするフェローシップ事業の実施</p> <p>③学会等の活動支援を通じた各国・地域の日本研究者間のネットワーク形成促進</p>	ハ	□	<p>小項目No.7 知的交流の促進の24年度成果が高く評価され、全委員一致で「□」とされたことを勸案すれば、本中項目についても「□」とすることが妥当である。</p>

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
	No.7: 知的交流 の促進	<p>日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援することによって、我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材育成に資する支援等を行う。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、</p> <p>また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。</p> <p>(ア) 諸施策 a 対話・共同研究 日本と諸外国との間の共通課題（地球的課題、地域の重要課題を含む）や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施又は支援する。</p> <p>b 人材育成 日本と諸外国との共同研究や知的対話、更には地域・草の根交流などを行うために必要となる有為の人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。</p>	<p>日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援することによって、我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材育成に資する支援等を行う。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。平成24年度においては、各施策について以下のように事業を行う。</p> <p>[諸施策] a 対話・共同研究 日本と諸外国との間の共通課題（地球的課題、地域の重要課題等を含む）や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施、または支援する。 過去の招へい者・事業参加者やフェローなどの有識者を交えて基金設立40周年の機会を捉えシンポジウムを実施するほか、東アジアの次世代を担う人材間の知的交流事業、日中国交回復40周年にちなむシンポジウム等の支援、アラブ諸国等現在改革に取り組みつづける国との知的交流事業等を行う。日米センター事業においては、日米間の多様な共同研究事業・知的対話事業などを実施・支援する。 これら事業実施においては内外の他機関・団体等との連携により事業効果と効率を高める。また、助成事業では、支援対象となった機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。</p> <p>b 人材育成 日本と諸外国との共同研究や知的交流、更には地域・草の根交流などを行うための人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。 各種の知的交流事業への支援や主催実施を通じて対外発信能力を持つ我が国の人材を養成していく他、人材育成グラント・プログラムでは学生や草の根・市民団体等の国際交流活動の支援により国際交流を担う人材の育成を図る。 これら助成事業では、支援対象となった機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。 また、米国との間では、今後の日米間の知的対話を促進する上でも重要となる研究者育成に資する安倍フェローシップ・プログラムを実施し、フェローシップを供与したフェローの70パーセント以上から「有意義だった」との評価を得ることを目標とする。また、米国との地域・草の根交流については市民レベルの相互理解を促進するため、日米草の根コーディネーター派遣プログラムにより、米国の中西部・南部地域に日本人コーディネーターを派遣する。更に、米国における次世代知日層の育成を図る目的で、米国の日本専門家・研究者などのネットワーク構築事業などを実施・支援する。</p>	<p>①日本と諸外国との間の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話・共同研究の実施・支援を通じた我が国の対外発信の強化</p> <p>②日本と諸外国との共同研究や知的対話、地域・草の根交流等を行う上で必要な人材を育成するための共同事業の実施・支援やフェローシップ事業の実施</p>	□		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
2 分野別事業方針等による事業の実施 (4) 東日本大震災からの復興に資する事業の実施							
No.8:	震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日本ブランドの強化を図る。なお、福島復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。	東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日本ブランドの強化を図る。なお、福島復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。	東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげるとともに、防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業等により、震災の経験と教訓を国際社会と共有する。また、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって日本ブランドの強化を図る。 平成24年度においては、以下のような事業を行う。 ・芸術家や文化人等が東日本大震災にどのように立ち向かっているかを海外に紹介する事業、共同制作事業等を通じて、海外の人々の被災地への関心を長期的・継続的に深める。 ・大震災の経験を海外の人々と共有し、共に考える機会となる事業を行う。東日本大震災と復興、あるいは防災に関する会議・対話等を支援し、復興に向かう日本の姿を発信するとともに、防災等の経験と教訓について国際社会との共有を図る。 ・東北の生活に息づく民俗芸能や自然の美しさ、民芸運動にも影響を与えた手仕事など東北の魅力を海外に紹介する事業により、東北の文化、歴史、社会への理解を深める。 なお、福島復興及び再生のための特別の措置に関する政府の方針に適切に対応しつつ事業を行う。	①震災後に高まった日本に対する関心・理解を深める事業の実施 ②震災の経験と教訓を国際社会と共有する事業の実施	□	□	中項目を構成する小項目が「□」であるため。
2 分野別事業方針等による事業の実施 (5) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援							
No.9:	効果的な情報の提供や顕彰の実施による、基金事業を含めた国際文化交流への内外の理解の促進	ア 内外の国際交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への理解を促す。 イ 国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやSNS、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。 基金本部に設置されている図書館については、経費の増大を招かない形で、レファレンス対応の強化等により、利用者数の増加、効果的な運営及び利用者の利便性向上に引き続き取り組む。 国際交流基金ウェブサイトについては年間アクセス件数が第2期中期目標期間の平均値を超えることを目標として内容を充実させる。	国内外各層の国際文化交流への理解及び参画の促進と支援のため、平成24年度においては以下のように事業を行う。 ア 国内のさまざまな国際交流関連団体及び人物とのネットワークの形成と強化を図るため、国際文化交流全般及び基金事業に関する情報を提供し、国際文化交流及び基金事業に対する理解を求めめる。 イ 基金本部に設置されている図書館については、図書館のリソースを活用した展示その他のイベントを実施し、効果的かつ効率的に情報提供を行い、基金事業への理解と関心を高めるとともに、利用者数の増加を図る。 ウ 国際文化交流に貢献のあった国内外の個人・団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報することにより国際文化交流及び基金への理解と関心を得るように努める。また、国内の地域に根ざした優れた国際交流を行っている団体を顕彰し、効果的な広報を行う。 エ インターネットを通じた広報を更に強化する。基金ウェブサイトについては、コンテンツやインターフェースの見直しを行う。若い世代を中心としたネットユーザーに対しては、TwitterやFacebook等のソーシャルメディアへの取り組みを強化する。また、インターネットを通じた英語による発信の強化を図る。 基金ウェブサイトの訪問者数については、年間アクセス件数が第2期中期目標期間の平均値を超えることを目標とする。また、ウェブマガジン「をちこちMagazine」については、年間の訪問者数の目標値を6.5万件とする。 オ 基金設立40周年の機会に、基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進する活動を行う。	①効果的な顕彰事業の実施 ②基金事業に関する情報の内外への効果的かつ効率的な提供 ③基金事業への国民からの積極的な参画・支援を促す国内認知度の向上 ④本部に設置されている図書館の効果的な運営と利用者数の増加	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。



中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
	No.10: 内外の国際文化交流の動向の変化を把握するために必要な調査・研究の実施	ウ 我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。	カ 我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。	内外の国際文化交流の動向把握のための調査・研究の実施	ハ		
<b>2 分野別事業方針等による事業の実施 (6) その他</b>							
	No.11: 海外事務所、京都支部の運営	<p>ア 海外事務所の運営 基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。</p> <p>海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。</p> <p>イ 京都支部の運営 京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p> <p>なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。</p>	<p>ア 海外事務所の運営 基金の海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。</p> <p>海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、ウェブサイト等を通じた広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。</p> <p>イ 京都支部の運営 京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p> <p>なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの受入機関所在地や居住地からの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。</p>	<p>①運営経費の効率化と日本語教育講座拡大等の事業の積極的展開に必要な取組みの状況</p> <p>②海外事務所施設の効果的・効率的な活用（図書館の運営状況を含む）</p> <p>③海外事務所所在国における関係者・関係団体及び在外公館等とのネットワーク構築・協力・連携</p> <p>④京都支部における関西国際センターとの連携や関西地域での関係者とのネットワーク構築・協力・連携</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
	No.12: 国際文化 交流のため の施設の 整備に 対する援 助等の事 業	ウ 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。	ウ 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。	①特定寄附金受 入れ及び特定助 成金交付の状況  ②外部有識者に よる審査実施の 状況	ハ		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
---	-----	------	--------	------	-----------	-----------	----------------

大項目2. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
---	-----	------	--------	------	-----------	-----------	----------------

1 経費の効率化

No.13: 一般管理 費及び運 営費交付 金を充当 する業務 経費の対 前年度比 1.35%以 上の削減	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比1.35%以上の削減を行う（ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外）。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、以下のような方法により、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比1.35%以上の削減を行う（ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外）。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 ・本部事務所や宿舍の賃借料・修繕費等の縮減を図る。 ・契約の競争性を高めることにより経費の削減を図るとともに、市場化テストの取り組みを継続し、新規案件の導入を行うことで、更なる業務合理化、経費効率化を図る。 ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。	一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比1.35%以上の削減	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。
--	--	--	--	---	---	-----------------------

2 給与水準の適正化等

No.14: 給与水準 の適正化 等	(1) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与についても、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 職員の在勤手当については、平成26年度までに適切な見直しを行うとともに、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当についても、併せて見直しを行う。 (2) また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、第二期中期目標期間中の、特に後半において日本語教育事業分野で経済連携協定（EPA）に関わる日本語研修等の新規の事業実施を求められてきた例のように、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。	(1) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 職員の在勤手当については、適切な見直しに向けて作業を進めるとともに、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当についても、同様に見直しの作業を進める。 (2) 総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、経済連携協定（EPA）に関わる日本語研修等、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。	① 役職員の給与水準の適正化 ② 給与水準に関する情報の公表 ③ 職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当の見直し	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。
-----------------------------	---	--	--	---	---	-----------------------

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>3 柔軟かつ機動的な業務運営</b>							
No.15: 効果的・効 率的業務 運営のた めの組織 再編及び 人員配置 の適正化	法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。 その際、前二項で示した取組を行いながら、文化芸術交流事業部門における地域別編成の導入、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえた組織の再編及び最適かつ合理的な人員配置を行う。 <中略> また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。	法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減（上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く）に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。 組織の再編については、文化芸術交流事業の国・地域別方針に即した事業展開に向け、文化事業部のチーム再編を行う。また、管理部門の組織を簡素化するとともに、社会連携業務を一元化することで、業務の合理化と国内広報機能の強化を図る。 最適かつ合理的な人員配置については、日本語事業分野等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえて適切かつ柔軟な対応を行う。 <中略> また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。	効果的・効率的な業務運営のための組織の再編や人員配置の適正化（海外事務所非所在国での機能強化含む）	ハ		ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。
No.16: 関係機関 の海外事 務所との 機能的統 合の在り 方等につ いての検 討 ※時 限的項 目。25年 度に見直 し予定。	海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、関係機関の海外事務所と事務所を共用化し、相互に連携した業務を実施できるように関係機関との間の連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、海外事務所の機能的統合の在り方等について検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。	海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、関係機関の海外事務所と事務所を共用化し、相互に連携した業務を実施できるように関係機関との間の連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に従い、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所との機能的統合の在り方等について検討を行い、平成24年夏までに結論を得て、その実施に向けた作業を行う。	「独立行政法人の制度及び組織の見直し」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく国際業務型その他法人の海外事務所との機能的統合の検討状況と具体的取組み	ハ			

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>4 契約の適正化の推進</b>							
No.17:	随意契約の見直し の徹底と一者応札・ 応募の改善を通じた 業務運営の効率化	「独立行政法人の契約状況の点検・見直し について」（平成21年11月17日閣議決 定）に基づく取組を着実に実施し、一層の競 争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を 推進することにより、引き続き、随意契約の 見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じ た業務運営の一層の効率化を図る。	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議 決定）に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の 適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応 募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。 平成24年度においても、随意契約等見直し計画を踏まえつつ、引き続き、事前事 後における自己点検に着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案 件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制 の整備等の諸方策を通じ、随意契約を真にやむを得ないものに限定するとともに、 一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。	①「独立行政法 人の契約状況の 点検・見直しに ついて」（平成 21年11月17日閣 議決定）に基づ く随意契約の見 直し  ②契約監視委員 会の活動状況と 点検の結果  ③一者応札・応 募の状況と改善 の取組み	ハ	ハ	中項目を構成 する小項目が 「ハ」である ため。
<b>5 関係機関との連携確保等</b>							
No.18:	事業の重複排除及 び協力・連 携の確保・ 強化	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの 基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）で 定められた方針を着実に実施しつつ、事業の 重複排除及び協力・連携の確保・強化を図 り、効果的かつ効率的に事業を実施するた め、関係する機関それぞれの役割を明確にす るとともに、国際的な交流促進の観点から、 情報共有や調整・連携の一層の促進に資する よう、関係省庁・機関の協力のもと、外務省 及び基金が中心となり、連絡会を設置する等 により、関係する機関全体として協力・連携 を確保・強化するための仕組みを構築する。 また、環境の変化や、それに応じた政策の動 向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含 め、事業の不断の見直しを行う。特に、国際 観光振興機構との統合あるいは連携強化の在 り方について、検討を行い、平成24年夏まで に結論を得る。	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決 定）に定められた方針を着実に実施すべく、関係省庁・機関が設置する共同会議体 に参加し、関係法人の連携・協力の仕組みの構築に着手する。また、国際観光振興機 構との統合あるいは連携強化の在り方の検討については、平成23年度末に示される 方向性に従い、平成24年夏までに結論を得るべく、必要な作業を行う。 また、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、国際的な交流促進の 観点から効果的かつ効率的に事業を実施するため、国際広報連絡会議等の場を活用 するとともに、外務省が設置した「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇 談会」の提言を活かし、日本全体としての戦略性と実施体制の向上に向けて、在外 公館との間で協力・連携を強化するための仕組みを構築する。更に、環境の変化 や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、事業の 不断の見直しを行う。	①国際的な交流 促進の観点から の関係省庁・機 関との情報共有 及び調整・連携 の仕組みの構築  ②国際観光振興 機構との統合あ るいは連携強化 の在り方に関す る方針の策定と 具体的な取組み	ハ	ハ	中項目を構成 する小項目が 「ハ」である ため。

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>6 内部統制の充実・強化等</b>							
No.19: 内部統制 の充実・強 化、適切な 事業評価 の実施等	(1) 法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。 (2) 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。 (3) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。	(1) 法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。更に、コンプライアンス推進委員会を実施する等により、コンプライアンスに係る取組みを推進する。 (2) 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。 (3) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」を始めとする政府の情報セキュリティ戦略に沿った対策の作成、及び大規模震災等の災害に備えた事業継続計画（BCP）の検討のための重要情報管理の指針策定に着手する。	①内部統制機能の有効性を確認するモニタリング等の内部監査の実施と監査の結果の活用 ②事業評価等における外部有識者意見の取込み ③効果的・効率的な事業評価の実施とその結果の業務改善への反映 ④「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策の推進	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。	

### 大項目3. 予算、収支計画及び資金計画

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
1. 予算							
2. 収支計画							
3. 資金計画							
4. 財務内容の改善に関する事項 (1) 安全性を最優先した運用資金の運用と欠損金の発生の抑制 (2) 寄附金受入れの推進 (3) 受益者負担の適正化と外部リソースの活用							

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
	No.20: 予算・収支 計画・資金 計画及び 財務内容 の改善	<p>1 予算：【省略】</p> <p>2 収支計画：【省略】</p> <p>3 資金計画：【省略】</p> <p>4 財務内容の改善に関する事項 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>(1) 運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。また、財政的基礎（運用資金）に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受け入れを行う。</p> <p>(3) 経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。</p> <p>(4) 業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。</p> <p>(5) 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>1 予算：【省略】</p> <p>2 収支計画：【省略】</p> <p>3 資金計画：【省略】</p> <p>4 財務内容の改善に関する事項 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>(1) 運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。景気回復の遅れを反映し、企業・個人からの寄附金獲得が困難な状況が続くことが予想されるが、引き続きより多くの寄附金受入を行うよう努める。</p> <p>(3) 経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。</p> <p>(4) 業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。日本語国際センターや関西国際センターの宿泊施設について、引き続き適切な利用を図る。また、保有宿舎についても、入居率の向上を図る。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。</p> <p>(5) 予算の執行状況を的確に把握した上で、業務を実施する。</p>	<p>①決算情報・セグメント情報の公表の充実等</p> <p>②安全性を最優先とした運用資金の運用、欠損金の発生抑制</p> <p>③民間からの寄附金受入れの推進（民間出えん金としての寄附金を含む）</p> <p>④経費の効率化を目的とした受益者負担の適正化、他団体との共催・協賛・協力等による外部リソースの活用</p> <p>⑤保有資産に関する情報の公表、保有の必要性についての不断の見直し、不要資産の国への返納（政府方針に則った職員宿舎の見直しを含む）</p> <p>⑥毎年の運営費交付金額の厳格な算定</p>	ハ	ハ	<p>中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。</p>

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
	No.21: 短期借入金 の限度額						
	No.22: 重要な財 産の処分						
	No.23: 剰余金の 使途	決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本語研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。	決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本語研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。	決算において発生した剰余金の使途			

#### 大項目4. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定決 定理由
<b>1. 人事に関する計画</b>							
	No.24: 中期目標 達成に必要 な人材の確 保と職員の 能力の向上	上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。	上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。	①効果的かつ効率的な業務運営に必要な人材の確保 ②職員の能力の更なる向上	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が「ハ」であるため。
<b>2. 施設・設備の整備・運営</b>							
	No.25: 施設・設備 の整備・運 営	業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。	業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。平成24年度においても、引き続き、防災等の研修や各種活動の充実を通じて、良好な研修環境や機能の確保を図る。	長期的視野に立った適切な施設・設備の整備と効果的・効率的な運営	□	□	中項目を構成する小項目が「□」であるため。